

(別添資料 1)

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

平成 27 年度の道路、河川、ダム、都市公園における発注者支援業務等（積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、ダム管理支援業務、道路許可審査・適正化指導業務及び用地補償総合技術業務）及び港湾、空港における発注者支援業務（発注補助業務、施工状況確認補助業務・品質監視補助業務、監督補助業務及び技術審査補助業務）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項に規定する民間競争入札の対象となっていることから、暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する法第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに規定する内容をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

1. 参加しようとする発注者支援業務等の発注機関に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であること等を記載した誓約書を提出すること。
2. 下記（1）に掲げる提出先に対し、下記（2）に掲げる提出期限までに、下記（3）に掲げる提出資料を 1 通ずつ提出すること（下記（4）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、提出の資料は、平成 27 年度に沖縄総合事務局で実施する発注者支援業務等に共通して用いるため、複数の発注者支援業務等に参加を希望する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、1 度提出すればよい。ただし、提出した資料の内容に変更が生じ、その後他の発注者支援業務等に参加を希望する場合には、再度下記（3）の資料を提出すること。また、警察庁への意見聴取の結果「暴力団排除に関する欠格事由に該当する」とされた事業者については、他の発注者支援業務等に参加を希望する場合は再度下記（3）の資料を提出すること。

（1）提出先

〒 9 0 0 - 0 0 0 6

沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎２号館
沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係
電話　０９８－８６６－００３１（内線２５４１）

（２）提出期限

競争参加資格確認申請書の提出期限日の１７：１５

なお、上記期限までに下記（３）に掲げる提出資料を提出しない場合は入札心得第６条第１項第１１号に該当するものとして取り扱う場合があるので留意すること。

（３）提出資料

①確認用電子データ（様式【１】に則ること。なお、意見聴取対象者については、参考【１】及び参考【２】を参照のこと。）

②入札参加事業者確認資料送付書（様式【２】に則ること。）

なお、警察庁への意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合がある。

（４）提出方法その他留意事項

上記（３）の資料の提出方法については、①確認用電子データを記憶させたＣＤ－Ｒ等を郵送するとともに、②入札参加事業者確認資料送付書（ＣＤ－Ｒ等によって郵送した確認用電子データを印刷したものを添付すること）を併せて郵送すること（郵送は、書留郵便に限る。）。

様式【１】　確認用電子データ作成様式

様式【２】　入札参加事業者確認資料送付書

参考【１】　意見聴取対象者等

参考【２】　暴力団排除に関する欠格事由

※申請に係る資料は、沖縄総合事務局開発建設部のＨＰより入手すること。

http://www.dc.ogb.go.jp/kaiken/keiyaku/kaiken_keiyaku_keiyaku.html

平成 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () —

商 号
又は名称

氏 名 ㊟

(法人にあっては、代表者氏名)

法定代理人	㊟
氏 名	

入 札 参 加 事 業 者 確 認 資 料 送 付 書

意見聴取対象者に係る確認資料を送付します。なお、この書面及び提出資料の記載事項は、事実と相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面に確認用電子データの内容を印刷したものを添付するとともに、当該確認用電子データを記憶させたCD-R等の提出をお願いします。

意見聴取対象者等

		意見聴取の対象 (※1)	意見聴取に必要な事項
入 札 参 加 事 業 者	個人 の 場 合	① 入札参加事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号 (※2)
		② ①の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法 人 の 場 合	③ 入札参加事業者	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員 (※4)	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※5) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (※5) (法人)	・商号又は名称
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※6) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (※6) (法人)	・商号又は名称
		⑫ ⑪の役員 (※4)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載する。

※3 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※4 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

※5 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※6 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して公共サービスの改革に関する法律施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

① その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。（第1号）

② その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が2分の1を超えていること。（第2号）

③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。（第3号）

※7 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合がある。

暴力団排除に関する欠格事由

【1】法第10条第4号関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（【1】説明）

上記のとおり。

【2】法第10条第6号関係

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【1】に該当するもの

（【2】説明）

「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。

- ①親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第6条）
- ②婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第753条）

【3】法第10条第7号関係

法人であって、その役員のうちに【1】又は【2】のいずれかに該当する者があるもの

（【3】説明）

「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

- ①「理事」「監事」は、財団法人及び社団法人等の場合である。
- ②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。
- ③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員

であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

【４】法第１０条第８号関係

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者

（【４】説明）

法第１０条第８号にいう「事業活動を支配する者」に関しては、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

- ① 相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- ② 入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式（自己株式を除く。）の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主
- ③ 入札参加事業者（法人の場合）の出資総額（自己の出資分を除く。）の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者

【５】法第１０条第９号関係

その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【１】から【４】までのいずれかに該当する者

（【５】説明）

「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第３条に規定するものをいう。

- ① 施行令第３条第１項第１号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。
- ② 同条第２号及び第３号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

法第１０条第９号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（以下「特定支配関係」という。）を有する者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第３条第

2 項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取対象者とはされていない。

(参照条文)

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成18年法律第51号)

(欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるものの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
- 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合にお

いて、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

(準用)

第十五条 第十条、(中略)の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、(中略)と読み替えるものとする。

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

(平成18年政令第228号)

(親会社等)

第三条 法第十条第九号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。

一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 (略)

●民法（明治29年法律第89号）

(未成年者の営業の許可)

第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(婚姻による成年擬制)

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。